

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法			法令の番号	昭和25年法律第201号					
許認可等の種類	連担建築物設計の認定			根拠条項	法第86条第2項					
審査基準	<p>○建築基準法施行規則による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定の申請等（第10条の16） 一定の一団の土地の区域内の現に存する建築物を前提として総合的見地からする設計の基準（第10条の17） <p>○建設省通達に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「敷地共同利用の促進のための建築基準法第86条第1項の規定の運用について」（昭和60年2月8日住街発5号） 「敷地共同利用に係る建築基準法第86条第1項の認定準則に関する技術基準について」（昭和60年2月8日住街発6号） 「建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成11年4月28日住指発201号、住街発48号）の「別紙4 一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度の運用指針」による。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 「連担建築物設計制度活用ハンドブック（（財）日本建築センター発行）」 									
	受付機関	土木事務所	処理機関	建築住宅課	交付機関	土木事務所	標準処理期間	60 日	目次NO	70
							標準経由期間	日		